

市第47号議案

横浜市港湾施設使用条例の一部改正

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年9月13日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1 港湾関係厚生施設の項中「港湾労働者共同住宅見晴橋住宅」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

港湾労働者共同住宅見晴橋住宅の廃止に伴い、指定管理者が行う業務から同住宅の管理に関する業務を除外するため、横浜市港湾施設使用条例の一部を改正したいので提案する。